



租税法講義

澗 圭吾

担当編集から 「租税法は、面白い。」
その著者は言います。

本書は、所得税法、法人税法について、租税手続法も意識しつつ、基礎から学ぶことのできるテキストです。そのコンセプトは、細かな租税法の条文や運用を知らなくても、およそ所得課税であればこういう結論になるだろうという勘所を身につけることにあります。最高裁だけでなく下級審の裁判例についても、必要に応じて事案の背景まで遡りながら丁寧な分析がなされますが、これも、その勘所を養うにあたり、租税法の実際の姿を肌で感じ理解することに重きを置いたためです。

先の一文に著者はこう続けます。「しかし、租税を対象とする法的な探究が当然に面白くなるわけではない」「これまでの日本の租税法研究者による業績が知的興奮をもたらすものであるからこそ、租税法が面白いと思えるのである」と。所得課税のコモン・ローを訪ねる本書は、その複雑な規定ぶりに法令集を閉じてしまいたくなる編集担当に、自らその意味を体現するものでした。

そう、租税法は、面白い。(MO)

ようこそ、租税法の世界へ

膨大な条文が織りなす租税法の世界。その規定は複雑で、かつ改正も多い。しかし、およそ所得課税であれば、時代・国境を超えて採られる基本的な考え方がある。

—— 所得課税のコモンローから導かれる妥当な事案解決、その勘所を養う実践型テキスト。

- ・ 所得税法、法人税法を一冊で学べる!
- ・ 講義を受けているような臨場感。テキストとの距離感がぐっと縮まる。
- ・ その項目で身につけてほしいことを冒頭に提示。見通しよく学べ、学習後は理解度のチェックにも。
- ・ 実際の裁判例から生きた租税法、その背景原理を鮮やかに描く。
- ・ 重要判例は事実関係と判旨を詳しく紹介し、丁寧に分析。
- ・ 重要な条文は枠囲みで掲載。

有斐閣

— レベル — - 用途 - — 対象 —

中級 上級 学習 学部 LS 法曹

2024年7月発売 / 548頁 / 定価5500円(税込)
A5判 / 並製

Point 到達目標と充実の判例紹介。学部生から実務家まで、租税法を学ぶすべての方に。

● 前の旧所得税法(昭和22年法律第27号)においては、資産の譲渡が有償であるときは同法9条1項8号(引用者注:現在の所得税法33条)、無償であるときは同法5条の2(引用者注:現在の所得税法59条)が適用されることとなるのであるが、前述のように、年々に累積された当該資産の増加益が所有者の支配を離れる機会に一旦に実現したものとみなる建前から、累進税率のもとにおける租税負担が大となるので、法は、その軽減を図る目的で、同法9条1項8号の規定により計算した金額の合計金額から15万円を控除した金額の10分の5に相当する金額をもって課税標準とした(同法1項)のである(引用者注:現在の所得税法22条2項2号にはほぼ対応する)。

● 以上のような譲渡所得に対する課税制度の本旨に照らして考察すると、所論のように、代金の支払方法が長期にわたる割賦弁済によるときは、特定の年度に集中して課税することなく、割賦金の支払またはその弁済期毎にその都度資産の譲渡があるとして、当該弁済期等の属する年度毎に個別に課税すべきであるとする見解は、とうてい採用し難いのである。もつとも、割賦払いの期間が長期にわたるときは、売主は、初年度において現実に入手した代金額が減少であるにもかかわらず、より多額の納税を一時に必要とすることになるわけで、これはもとより好ましいことではないが、前述のように、年々に累積された増加益が一旦に実現したものとみなる制度の建前からして、やむをえないところといわなければならない。

第2節 「資産」の意義

1 所得税法33条1項括弧書き

所得税法33条1項括弧書きを参照しつつ、不動産所得と譲渡所得の区別について述べておくことができる

Question for reflection

所得税法33条1項は、「譲渡所得とは、資産の譲渡……による所得をいう」と規定している。そして、その括弧書きで、「建物又は構築物の所有を目的とする」とある。

第1部 第6章 各種所得の種類(2)

する地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期使用させる行為で政令で定めるもの)を資産の譲渡に含むものとしている(政令の定めとして、所得税法施行令79条及び80条参照)。

この括弧書きの規定が設けられる前において、譲渡所得と不動産所得の区分が問題となった事案として、最二小判昭和45年10月23日民集24巻11号1617頁がある。この判決によれば、括弧書きで規定されている行為による所得は、「経済的、実質的に見れば所有権の権能の一部を譲渡する対価」であるという理由で譲渡所得に含まれている、ということになる。

● 被告上告人の昭和33年度の所得について適用された昭和34年法律第79号による改正前の所得税法(昭和22年法律第27号。以下、旧所得税法という)においては、不動産所得とは、不動産、不動産の上に存する権利又は船舶の貸付(地上権又は永小作権の設定その他他人をして不動産に存する権利又は船舶を使用せしめる一切の場合を含む)に因る所得から事業所得を除いたものをいい、譲渡所得とは、資産の譲渡に因る所得から山林所得および営利を目的とする継続的行為に因り生じた所得を除いたものをいうとされていた(同法9条)。不動産賃借権の当事者間で授受されるいわゆる権利金には、原則として譲渡所得に属する性質のものがあるけれども、明らかに営業権譲渡の対価であるようなものは格別、通常、それは賃借人が賃借人に対して一定の期間不動産を使用収益させる対価の一部として支払いを受け一時の所得であるから、前記法条をその文面に従って法的、形式的に解釈するにすぎず、通常、賃借権設定の際に賃借人に支払われる権利金は、不動産所得に当たると解するはかばかしい。

● しかし、原判決(その引用する第一審判決を含む。)の確定することによれば、第二次大戦以前においては、土地賃借権にあつては権利金が授受される例は少なく、また、その額も比較的低額で、これを地代の一額と解しても不合理ではないようなものであつたし、土地賃借権の売買もそれほど広く行なわれてはなかつた。そして、昭和25年法律第71号による旧所得税法の改正によつて、再度、不動産所得という所得類型が定められた当時も、立法上特別の考慮を促すほどには権利金授受の債

第2節 「資産」の意義

詳細は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

